

(前略)
珠球都

天平八年定正税稻穀萬漆仟貳伯貳拾制陸斗捌升貳合貳勺

簸振量定壹萬參仟參伯陸拾參斛捌斗升玖合陸勺
捌入一千二百十四斛

定實壹萬貳仟壹伯肆拾捌斛玖斗肆升伍合玖勺
(後略)

(傍点は筆者)

簸振量=振入=定實となっており、前年度収納した簸振量から「計収」行為すなわち振入計算を行なったものが振定=定實となるのである。したがって、さきの「簸振量計取所入」は簸振量から計収所入いければ振入計算をすることの意であろう。

8世紀の正税帳の史料を参考として、9世紀末の本木簡の検討を行なうことの問題を別にするならば、上記の正税帳史料から、本木簡は次のように考えられるであろう。

木簡の冒頭に見える「寛平八年」は官物を計収した年次を示し、「去七年料」は寛平7年料のこととみてよい。結局、寛平7年料として収納した官物を寛平8年の段階で計収した結果、「本倉實五百冊□」になったのである。
(例) 『類聚三才経』弘仁5年(814)9月22日官符

応収納官物依本食事

右檢右大臣今月廿日奏状。諸國所収官物。本倉色目具注脱税。而或国司非必其人。有便都稱即徒免公麻。當土百姓不得坐給。遂授他郡。徒疲往還。是以不便之處物數有剝。至于交替通一計諸郡。名無欠失與帳遠。(中略)伏望。自此以後。下知諸國依領取納。甲乙之都不許通計。若本倉相違准付科處。(下略)

次に問題になるのは寛平7年料の官物とその数量であろう。

寛平8年段階で計収された官物は前年料すなわち寛平7年分として徵収された年料である。計収された寛平7年料の数量は「五百冊□」とあり、その単位は斛とみてはば間違いないようである。

そこで、官物がまず、田租と考えた場合、年料「五百冊□斛」は適当な数量であろうか。まず、最も考えうる1郡単位の租の年料とみた場合、その史料は意外と少なく、天平12年(740)の「達江国浜名郡輪租帳」(『大日本古文書』卷2所收)はその好例といえよう。

減損分を差し引いて、実際に納入された天平12年の浜名郡1郡の輪租すなわち「合□見輪租」は「般陵伯壹斛伍斗伍升」である。参考までに浜名郡は「和名類聚抄」によれば坂上(高山寺本にはなし)・坂本・大神・駅家・賛代・英多・宇智の7郡からなる(ただし、上記の輪租帳には7郡以外の新居郷・津篠郷がみえ、8世紀段階とは多少の変動があるようである)。一方、道伝遺跡は古代の置賜郡内に位置したことはほぼ間違いない、置賜郡は

「和名類聚抄」によれば、置賜・広瀬・履代・赤井・宮城・長井・余戸(高山寺本にはなし)の7郡である。8世紀の輪租帳との比較であるから、あくまでも参考に止めるべきであるが、本木簡に記された寛平7年料の「五百冊□」斛余はほぼ置賜郡程度の規模の郡における1年間の納入額に相当するようである。

このように考えるならば、結局のところ、本木簡は寛平7年に年料として国司の手によって収納された田租を、翌年、都司と国司との立合いのもとで、振入計算により、振定量を算出したこと。すなわち「計収」を実施したことと証明するための木簡とみることができよう。すなわち、国司が各郡を巡回し、前年料の振定量を決定した際に、木簡にその旨を記し、都司に与えたもので、こうした木簡が正税帳等作成の際の基礎資料となつたのではないか。

第2号

形態は完全な短骨型で、文書様木簡の体をなす。ただし、木クギが全長約52cmの完形の本木簡の上端から、13cmと26cmの箇所すなわち全体を4等分した上部2ヶ所の位置に残存しているのである。この木クギの存在は一定の規則性を認めることができるだけに、木簡の転用された後の所為とは考えられず、木簡の内容に伴なう所為と判断すべきであろう。この内容との関連についてははのちに触れておきたい。

本木簡の内容は經典とその部数を示していると思われる。ここで、まず簡単に經典の内容について触れておきたい。

觀世音經は妙法蓮華經第8卷第25品の觀世音菩薩普門品の別称である。1巻。

多心經は般若波羅蜜多心經(般若心經)の简称。1巻。

精進經は「日本蓋異記」上巻「女人・風魔の行を好み、仙草を食ひて、現身に天に飛ぶ縁 第十三」に見える精進女問經のことであろうか。「精進女問經」は無垢精進女問經ともいい、また「貞元新定駿教目錄」では、無垢優婆密問經1巻とみえる。

涅槃經は大般涅槃經の略称。大乗の大般涅槃經は40巻(或36巻)、小乘の大般涅槃經は2巻(或3巻)である。おそらく、当時の一般的傾向を知る上で格好の史料とされる「日本蓋異記」にしばしばみえる涅槃經が大乗の大般涅槃經であることから、本木簡の涅槃經は大乗の大般涅槃經を指すとみてよいだろう。なお、「涅槃經陀」は涅槃經陀羅尼の意で周知のとおり陀羅尼は長文の梵語を訳さないで、原語のまま音写されたものをいう。

十一面陀は十一面陀羅尼經のこと、1巻。

八名普密陀は八名普密陀羅尼經のこと、1巻。

(脚) この6種の經典名の下に書かれた部数を合計すると、「三百冊□」となるのである。この

6種の経典は実は正倉院文書中の優婆塞・優婆夷の貢進文書に類出する。その1例を示すならば次のようである。

(例) 優婆塞貢進解(『大日本古文書』卷2所収)

誦經

觀世音經	多心經
千手千眼陀羅尼	十一面觀本陀羅尼
大通方廣經陀羅尼	最勝王經金剛陀羅尼
大般涅槃經陀羅尼	八名普密陀羅尼
天平十五年正月九日僧靈福	
(傍点は筆者)	

涅槃經・精進經・觀世音經などいざれも『日本靈異記』のような説話集にしばしば見えることを併せ考へても、これらの経典が當時、一般に広く普及していたことは明らかであろう。そして本木簡は上記の史料を参照するならば、誦經された経名かと考えられる。さらにそれは何に用いられたのであろうか。

このことは、本木簡の書き出しの部分に見える「四天王」に関連すると考えられる。

「四天王」は下記に示すような「四天王法」を意味しているのではないだろうか。四天王法は主として古代のいわゆる「辺境国」とされた地域において、その地の守護を祈願して実施されたようである。

(例) 『類聚國史』延暦20年(801)正月癸丑条

停大寺府大野山寺行四天王法。其四天王像及堂舍法物等並遷便近寺。
(傍点は筆者)

また山陰道諸国も新羅に対する防備を目的として、四天王像1鋪を下されている(『三代実録』貞觀9(869)年5月26日条)。出羽国においても鎮護の要ともいいく秋田城内に四天王寺が置かれていたことは史料上に明らかである(『類聚國史』天長7年(830)正月癸卯条)。

したがって、当時、四天王寺または四天王法は特に辺境地域においては、その地及び民の守護・安寧を目的として、行政上設置または修法を実施することが規定されていたと考えられる。

本木簡がおそらくそうした四天王法実施の際に誦經された経名の一覧であろうか。また木簡の形態、木クギの存在、裏面に1字しか書かれていないことから木簡はどこかに打ちつけられていたものではないか。

第3号

栗毛は通常、次のような例に用いられる。

(例) 『和名類聚抄』卷11 牛馬毛第149

驅馬	栗毛	青漢語抄牛馬毛也 烏駒黑鹿毛也
付		黃駒赤鹿毛也 紫駒黑鹿毛也
		牛朱反色立或
		赤身黑驅馬也 唐韻云驅云紫駒黑鹿毛也
		(傍点は筆者)

本木簡の場合、「栗毛」以下が不明であるので、内容はわからない。

第4号

習書木簡か。

第5号

曲物の底板を利用して、書かれている。

まとめ

第1号の木簡はまず、寛平8年(896)という年紀があり、これまで発見されている古代の木簡のうちでは内容を伴った最も新しい時期に属する数少ない木簡の1つとなるであろう。加えてその内容は地方における文書行政の具体的資料として大きな意義をもつと考えられる。

すなわち、これまで8世紀半ばの現存の正税帳が地方行政の不十分ながら、全貌をうかがい知る大きな手がかりであるとてきた。しかし、この正税帳に関しても、次のような大きな研究課題が残されている。その1つはこうした正税帳の具体的な作成過程であり、もう1つは8世紀半ばの正税帳にみられるような地方行政の実態を、それ以降のどの時期にまで及ぼすことができるだろうかという点であろう。

本木簡が寛平7年料を寛平8年の時点で計収した際に下されたものであるという点はほぼ間違いないであろう。その場合、現存の正税帳を参照するならば、「計收」は寛平7年の田租を翌年、園司が郡司とともに、攝入計算し、攝定量をわりだした行為とされる。したがって、そのことを記した木簡は園司から郡司に下されたと考えられるのである。

いずれにせよ、本木簡は莊園関係資料などとは考えにくく、上述のように律令地方文書行政の一端を知ることのできる史料であるとみてよいであろう。(注)

さらに、記載様式の点で、本来一紙の文書内容をきわめて簡略に、要点のみを記したもので、木簡の特徴を実によく反映している事例として、今後、紙と木簡との比較検討する

上で貴重な資料となるであろう。

第2号木簡も、単なる経名の羅列ではなく、冒頭の「四天王口」は四天王寺または四天王法を意味するところならば、律令国家が迦國において、鎮護等を目的として、四天王寺の設置及び四天王法会の勧行を指示しているだけに、律令行政上の一施策としての意義を有するところができる。したがって、この木簡からは、固有の寺院を想定するよりは、國・都衙のような律令行政機関の中での四天王法会の実施などを想定する方が妥当のようである。

このように、わずか5点ながら木簡の内容は地方行政機関、具体的には都衙レベルで考えられるものと一応判断される。しかし、この点の断定は発掘調査の進展とともに木簡をはじめとする資料の増加をまって、行なわれるべきであろう。

(注) この点で、払田櫛跡第7次発掘調査で発見された木簡と共通する面があり、今後、この種の木簡の増加により、律令地方文書行政の実態の解明が期待されよう。

表 墓碑二年正月十日下賜日記 □序料
〔合〕 □〔略〕
裏 □三千八百用箇 □〔合〕正月十日
〔略〕

詳しくは拂額「払田櫛跡出土の新木簡について」(『日本歴史』第357号 1978年2月)を参照してほしい。

道伝遺跡出土の堅杵について

(財)元興寺文化財研究所 北野信彦

I. はじめに

昭和58年8月、米沢市六郷にある財農村文化研究所において置賜地方の民具の調査を行なった際、川西町道伝遺跡において多量の木製品が出土していることを知った。その後藤田有宣氏をはじめ同町教育委員会の御好意により、道伝遺跡出土の木製品を調査する機会を得た。その内、堅杵についてここで若干の報告を行なわせていただく。

II. 道伝遺跡出土の堅杵

道伝遺跡からは、多量の木製品が出土している。内容的には、歎・田下駄・杵などの農具、曲物・盆・木椀などの生活用具、亥串・絵馬などの祭事用具、弓などの武器、その他木簡など多岐におよんでいる。そしてそれぞれ民具学、考古学的資料としては、大変貴重な遺物である。

さて、道伝遺跡からは現在堅杵が一点出土している。川西町教育委員会の報告では、「きね(27) V層上・堅杵・長さ90.5cm、太さ直徑5.1cm、中央を持ちやすいように細く削り、直徑3cmを測る。両端は使用痕が認められ、全面擦れたような磨滅痕がみられる。」と記されている。

北野は堅杵の観察を行なう際、(1)使用時期 (2)木取り方法 (3)樹種選択 (4)全体および掘き部先端の形状 (5)長さ×径の太さ (6)使用方法、などの項目にわけて調査している。この方法に従って、再度道伝遺跡の堅杵の観察を行なってみた。

その結果、道伝遺跡の堅杵はクヌギ材を用いており、木取り方法としては木芯をはずした辺材を利用していた。しかし川西町の報告にもあるように、全面擦れたような磨滅痕がみられ、顕著な加工痕は認められなかった。また全長は90.5cm、掘き部先端の直徑は4.0cm～5.1cm、中央の握り部直徑は約3cmであり、全体的に細身の作りである。さらに全体の形状では、握り部が片手で持ちやすいように細く削ってあり、握り部が全長にしめる割合が極端に少なく簡素な作りである。掘き部先端の両端とも平らに加工しており、それぞれ使用痕が認められた。(図1、写真1、2、3、4)



図1 道伝遺跡出土豎枠実測図



1 道伝遺跡出土豎枠 (RW27)



2 摂き部先端面の形状



3 握り部の形状



4 木取り方法の形状

III. 若干の考察

道伝遺跡の豎杵の観察結果をふまえて、若干の考察を行なっていきたい。

まず、東北地方で今日までに報告されている考古例としての豎杵は、岩手県落合II遺跡（平安時代）、同下谷地B遺跡（平安時代）、山形県鳴遺跡（古墳時代）、同道伝遺跡（奈良時代後期～平安時代初期）、宮城県青木脇遺跡（平安時代）の三県下五遺跡による。すなわち古墳時代～平安時代の資料が中心となっている。（表1）

豎杵は、稻作農耕技術とともに大陸から日本に伝播された農具の一つとされている。その出現も、弥生時代前期以前には九州地方北部で、弥生時代前期には近畿・東海地方西部まで、弥生時代中期には東海地方東部まで、弥生時代後期には関東地方まで、そして古墳時代には東北地方南部までと、国内における弥生文化の伝播ルートと類似している。しかし西日本に比べて東日本における豎杵の出現、派生が、土器様式のそれより若干おくれる傾向が認められる。その意味では、道伝遺跡の豎杵の使用時期が奈良時代後期～平安時代初期であることは、前記の結果と大差、矛盾は認められない。

次に、道伝遺跡の豎杵の作製方法に関してみてみる。一般に木製品における樹種選択は、①遺跡周辺の植生条件を無条件に受け入れている場合、②木製品の機能、用途にあわせて樹種選択を行なっている場合、の2つがある。豎杵の場合、多くの結果より、重量のある堅木の広葉樹を選択的に用いたことが多いようである。また豎杵の木取り方法でも、①芯モチ材を用いる場合、②木芯をはずした材を用いる場合、の2つがある。

そして、考古例の豎杵の木取り方法を調べてみると、木芯をはずした材利用の豎杵の方が芯モチ材利用の豎杵より若干先行して出現する傾向が各地で認められ、大変興味深いことである。

道伝遺跡の豎杵は、クヌギ材でかつ木芯をはずした材利用がなされていた。また、この豎杵の特徴の一つに全体的に細身であることが上げられる。これらの点を考慮に入れると、あまり太くないクヌギ材を使用しながらも、木芯をはずした材利用を行なったため、豎杵が必然的に細身の作りになったとも考えられる。しかし、これはあくまでも想像の域は脱しない。ただ全国的にみて、木芯をはずした材利用の豎杵の使用時期の下限をみると道伝遺跡の豎杵は最も新らしい部類に属するようである。

なお道伝遺跡の豎杵の表面は、全面擦れたような磨滅痕がみられ顕著な加工痕は認められない。しかし今日の民具例や、一部の考古例をみるとまでもなく、金属製工具で表面の面取り加工を行なったことは十分に考えられることである。

No	県名	通路名	時代	樹種	木取り方法	全長×径の太さ(cm)	全体および掘き部先端の形状	文献
1	岩手	下谷地B	平	安	コテラ(2)	芯モチ材(2)	11.0×7.0 11.0×7.4	5
2	岩手	落合Ⅱ	平	安	アサギ(1)	芯モチ材(1)	17.2.0×10.0	4
3	山形	堺	古	墳	スギ(4)	洗面用丸材(4)	91.5×9.6 75.4×11.7 82.0×10.0 94.0×11.7	3
4	山形	道伝	奈良原～平安川	クメギ(1)	木筋(はねぎ)	90.5×5.1	1, 2	
5	宮城	青木屋	平	安				13

表-1 東北地方における考古例としての豎杵

次に、道伝遺跡の豎杵の形状に関してみてみる。前記したように、全体の形状としては握り部が片手で持ちやすいように細く削ってあり、握り部の全長にしめる割合が他の考古例や民具例、文献例の豎杵に比較してみて、極端に少なく簡素な作りとなっている。また道伝遺跡の豎杵の径の太さを、全国例と比較してみると、最も小さい部類に属している。このような点を考慮に入れてみると、道伝遺跡の豎杵はその形状においてもかなり特徴的な豎杵であると考えられる。

最後に、道伝遺跡の豎杵の用途、機能、使用方法に関してみてみる。考古例の豎杵の場合、民具例の場合と異なり使用方法などの考察はかなり困難なことである。しかし民具例などの実例を参考にしたり、掘き部先端や全体の形状を観察することによりある程度復元可能である。全体の形状や全長の観察などにより、日本に豎杵が伝播されて民具例にいたるまで、長型の豎杵と短型の豎杵の二種類が機能、用途に応じて存在していたことが知られている。道伝遺跡の豎杵の場合、その内の短型の豎杵と考えられる。すなわち片手で豎杵の握り部を持ち、もう一方の手で臼の端か豎杵の上端を持って作業を行なったことが想像される。また、掘き部先端の形状が両端とも平らに加工しており、それぞれ使用痕が認められる点、豎杵自体細身でかなり軽量である点などから、時に応じて両端を交互に使いながら穀物類の脱穀調整に使用されたのではないかと考えられる。
(注2)
(注3)

IV. まとめ

以上の点を総合してみると、道伝遺跡の豎杵は木取り方法、樹種選択、全体および掘き部先端の形状、全長および径の太さなど穀物の脱穀調整に適するように注意深く作製された農具であったと言えよう。またその内でも木取り方法、全体の形状、豎杵の径の太さなどが、他の考古例としての豎杵と比較して特徴的であることが、今回の調査で考察された。

V. 謝辞

資料の調査を許可下さった藤田有宣氏をはじめ、川西町教育委員会の諸氏に謝意を表します。また本稿をまとめるにあたって、愛知大学、佐野賢治助教授、財団国民文化博物館、桂真幸研究員、財団元興寺文化財研究所 保存科学研究室、増澤文武室長、同、松田隆嗣主

任研究員ほか、多くの方々のおせわになりました。あわせて謝意を表します。

(付記) なお、本稿を作成するにあたり、愛知大学同友会の昭和58年度学術研究助成金の一部を使用した。

VI. 参考文献

1. 川西町教育委員会「川西町史上巻」1979
2. 川西町教育委員会「川西町埋蔵文化財調査報告書第2集」1980
3. 山形市史編纂委員会他「山形市史 別巻Ⅰ 島遺跡」1968
4. 岩手県教育委員会他「落合Ⅱ遺跡」1981
5. 岩手県教育委員会他「東北縦貫自動車関係埋蔵文化財調査報告書(北上地区)II」1982
6. 宮城県教育委員会「東北自動車道関係遺跡発掘調査概報」
7. 佐々木長生「会津農書の農具をめぐって(一)、民具マンスリー16巻5号 1983
8. 三輪茂雄「臼」・ものと人間の文化史25 法政大学出版局 1978
9. 濑川芳則「稻作農耕の社会と民俗」稻と鉄、日本民俗文化大系3 小学館 1983
10. 松田隆嗣「遺跡より発掘された木製品の樹種について—弥生時代を中心にして—」古文化財の科学 26号
11. 島倉己三郎「木質出土物と古代人の生活」元興寺文化財研究所年報 1977・1978
12. 元興寺文化財研究所「出土木製遺物の実態調査報告書Ⅰ」1978. 3
13. 北野信彦「民具例としての豎杵についての一試論」農村文化論集第四集 1984
14. 北野信彦「豎杵の出現と派生についての一試論」元興寺文化財研究 17・18号 1984

(注1) 山形県島遺跡など、今日までにごく数例ほどスギ材やマツ材などの針葉樹を用いた豎杵の報告がある。しかしこれは、例外的に遺跡周辺の植生の影響を強く受けたためとも考えられる。

(注2) 近世の文献例の内、会津農書などに豎杵には打杵と手杵の2種類が記されている。また、福富草子、春日権現靈験記絵巻、直幹申文などの中世の絵巻物にもそれぞれの豎杵の使用例が記されており、考古例のその参考ともなろう。

(注3) 沖縄の民具例などで、あまり重量があり抜き部先端の径が太い豎杵では、穀物の脱穀を行なう際に穀物自体を割ってしまう欠点があることが指摘されている。

東北地方における遺跡出土の丸木弓について —特にその用材の利用を中心として—

(財) 元興寺文化財研究所 松田 隆綱

1. はじめに

遺跡から出土する木製遺物の用材に関する研究は近年広く行われ、資料の用途・時代・地域の相違による用材の変化・変遷などが明らかになりつつある。なかでも、丸木弓は縄文時代から古代にかけて数多くの資料が日本各地から出土しており、用材の地域による相違、時代に伴う変化が解明されつつある。

東北地方においても多数の弓が出土しており、用材としては縄文から平安時代の遺跡から出土した資料の大半が、イチイ(*Taxus cuspidata* Sieb. et Zucc.)あるいはカヤ(*Torreya nucifera* Sieb. et Zucc.)が用いられているのが特徴である。この用材の利用状況は他の地域の状況とは異なっており、これらの点について若干の考察を試みた。

2. 東北地方における弓の用材の利用状況

東北地方における弓の出土例としては、表-1に示すように東北地方のほぼ全地域から出土している。資料としては、是川(青森県)・蔵内(岩手県)遺跡といった縄文時代の遺跡から出土した弓と、鳴・道伝(山形県)・多賀城跡(宮城県)・御山千軒(福島県)遺跡といった奈良~平安時代の遺跡から出土した弓に大別される。

これらの遺跡から出土している弓は数例を除き、他はすべて丸木弓である。用材の利用状況としては、縄文時代および奈良~平安時代とも大きな変化は認められず、イチイあるいはカヤの利用が多い。

ただ、イチイとカヤはどちらもイチイ科に属する樹木であり、様々な点でその特徴が類似している。なかでも、内部形態的特徴は極めて類似しており、出土した資料においては両種の識別に最も重要な役割を果す仮道管壁のラセン肥厚が、部分的あるいは全部が消失していることが普通である。このため、出土した資料ではイチイとカヤを正確に同定することが困難な場合が多い。

しかし、イチイとカヤの現在における植物分布を見ると、イチイは一般に北海道・東北地方に広く分布するが、関東地方以西では海拔1000m前後から高山帯にかけて分布している。一方、カヤは北海道・東北地方には自生していないが、関東以西では広く分布しているといった相違が認められる。また、現在と縄文~平安時代では気候が異なることから、イチイとカヤの分布状況にも変化があったことは十分考えられる。縄文から平安時代は現

在よりやや寒冷な気候からばば現在と同じような気候へ移行しつつある時期である。このため、縄文時代晩期には東北地方においてはイチイは現在よりも広く分布していた可能性が高い。

このように考えてみると、東北地方における丸木弓の用材としてはイチイが主要なものであったと考えられる。

また、東北地方における奈良～平安時代の弓の用材もイチイ（あるいはカヤ）の利用が主であるが、古事記・万葉集などに記載された弓の用材としては、ハジ（ヤマハゼ）・ツキ（ケヤキ）・マユミ（マユミ）などの植物の名前は認められるが、イチイ（あるいはカヤ）の記載はなくこれらの記録と異なる点も興味深い。このような用材の入手が困難であったのか、あるいは他の理由によるものか不明である。そして、平安時代以後、東北地方において弓の用材がどのように変化してゆくかも不明であるが、イチイの丸木弓への利用は後の時代でも用いられており、北海道・東北地方のアイヌの人々の間では丸木弓（あるいは仕かけ弓）の用材としてイチイが近世あるいは近年まで用いられていることが知られている。^{7, 8)} 特にイチイは材が粘り強く、水に濡れてもその弾力性が消失しないことから弓の用材としてすぐれたものであり、かつ材の入手が容易であったことから弓の用材として広く利用される結果になったものと考えられる。

時代	遺跡	県	時期	樹種	文献
縄文	足川遺跡	青森県	晩期	イチイ(1) クワ(1) アズサ(1)	1
	蔵内遺跡	岩手県		イチイ(1) (カヤ)(2) スギ(1)	3
古	鳴遺跡	山形県	7世紀前	カヤ(2)	2
	道伝遺跡	山形県	8世紀末	イチイ(1) イヌガヤ(1)	
代	多賀城	宮城県	奈良～平安	丸木弓4点出土	4・5
	御山千石遺跡	福島県	9世紀	カヤ(1) ツリ(1)	6

表-1 東北地方における弓の出土地およびその用材

3. 考察

東北地方における丸木弓の用材としてはイチイが主要なものであったと考えられるが、日本各地の状況と比較してみると次のようなことが明らかとなる。

関東地方においても縄文時代の遺跡から多数の丸木弓が発見されているが、それらの大多数は用材にイヌガヤが用いられており東北地方におけるイチイとは異なる。この利用状況の相違は植物分布の相違によるものと考えられる。関東におけるイヌガヤの利用は古墳時代の遺跡においても認められることから、縄文～古墳時代においてはイヌガヤが利用されたものと思われる。

また、道伝遺跡からイヌガヤの弓1例が出土しているが、東北地方におけるイヌガヤの丸木弓としては初めての資料であり、丸木弓の用材の分布図を考える上で重要な資料であ

る。

イヌガヤの丸木弓は弥生時代には関東地方から中部地方にかけて発見されている。近畿地方より以西で出土する丸木弓の大部分は用材としてカヤが利用されており、全国的には丸木弓の用材の利用状況として大きく3分割されると考えられる。前記したように時代とともに、用材の利用状況も変化するが、この分布圏がどのように変化するかは不明である。この意味において東北地方において丸木弓の用材として用いられている材をイチイあるいはカヤに正確に同定することは重要な問題と言える。

特に御山千軒遺跡から出土した丸木弓と同定されるとともに同遺跡からカヤ種子の自然堆積も認められており、弓の用材としてカヤが用いられた可能性は極めて高い。御山千軒遺跡におけるカヤの利用は偶然に行なわれたものか、あるいは時代とともにカヤの丸木弓の分布圏が拡大したものか興味深い所であるとともに、出土した資料におけるイチイとカヤの同定法を確立する必要を痛感する。

なお、この調査は昭和58年度文部省科学研究費・奨励研究(A)「弓の用材とその分布圏の変遷に関する研究」により行った。

参考文献

1. 山内 文：「材の解剖学的識別法および発掘された丸木舟・弓・木棺の用材について」『古文化財の科学』PP 43~59, 26, 1981
2. 嶋倉巳三郎：「木製遺物の同定と、それから考えられること」『考古学と自然科学』PP 43~53, 12, 1979
3. 岩手県教育委員会：(財)岩手県埋蔵文化財センター「木器、木製品」『岩手県埋蔵文化財センター文化財調査報告書 第32集、蔵内遺跡』PP 251~297 昭和57年
4. 宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所：「出土遺物」「多賀城跡 宮城県多賀城跡調査研究所年報 1973 昭和48年度発掘調査概報」PP 37~44 昭和49年
5. 同 上：「出土遺物」「多賀城跡、宮城県多賀城跡調査研究所年報 1974, 昭和49年発掘調査概報」PP 47~56 昭和50年
6. 鈴鹿八重子・森幸彦：「木製品」「福島県文化財調査報告書第109集 東北新幹線関連遺跡発掘調査報告VI 御山千軒遺跡」PP 167~222, PP 224~245 福島県教育委員会 昭和58年
7. 古川古松軒：『東遊雑記』PP 113~134, 1964 平凡社
8. 萱野茂：『アイヌの民具』PP 146~171 (1978) 「アイヌの民具」刊行運動委員会
9. 松田隆嗣：「遺跡より発掘された木製遺物の樹種について—弥生時代を中心にして

樹種同定結果

道伝跡出土木製造物のうち、弓(2点)・杵(1点)・砧(1点)について樹種同定を行う機会を得たので報告する。

同定理由

A 針葉樹

1.イチイ (*Taxus cuspidata* Sieb. et Zucc.)

(イチイ科 Taxaceae)

樹脂道・樹脂細胞とも存在しない。軸方向の構成要素は仮道管のみからなる。春材から夏材への移行はゆるやかである。分野壁孔はヒノキ型であるが、崩壊が著しい。仮道管壁にラセン肥厚を認める。ラセン肥厚が、2本が対になつてないことからカヤではなく、イチイであると思われる。

2.イヌガヤ (*Cephalotaxus harringtonia* K. Kochf. drupacea Kitamura)

(イヌガヤ科 Cephalotaxaceae)

樹種道は存在しない。春材から夏材への移行はゆるやかで、年輪界は極めて不明瞭である。樹脂細胞は多く、春材から夏材部に均一に分布する。分野壁孔は崩壊が著しく、その形態は確認できない。仮道管壁にラセン肥厚が認められるが、多くは崩壊・消失している。

3.クヌギ (*Quercus acutissima* Carr.)

(ブナ科 Fagaceae)

円形から梢円形の道管が年輪界にそって配列する(環孔材)。孔圈外で道管はその径を急に減じ、放射方向に配列する。道管はすべて孤立管孔より成り、道管の膜厚は厚い。穿孔は單穿孔。放射組織は同性で、単列放射組織と広放射組織よりなる。

4.コナラ (*Q. serrata* Murray)

(ブナ科 Fagaceae)

円形から梢円形の道管が年輪界にそって配列する(環孔材)。孔圈外で道管は急激にその径を減じるとともに、多数が複合し放射方向に配列する。柔細胞は短接線状に配列する。穿孔は單穿孔。放射組織は同性でやや異性がかかる。単列放射組織と広放射組織よりなる。

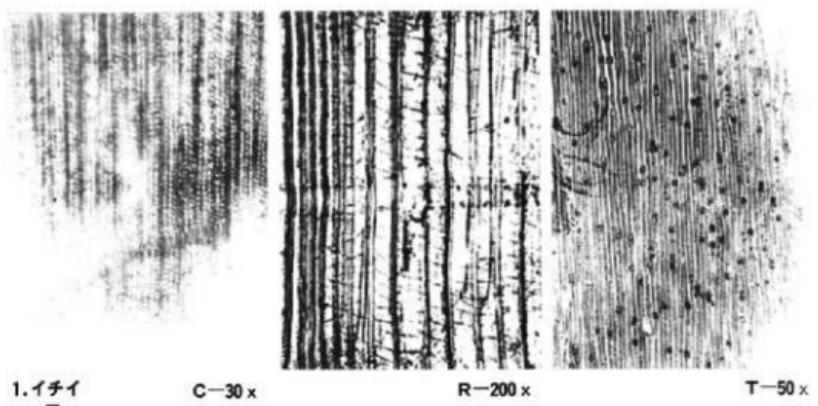
2.同定結果

弓 イチイ

弓 イヌガヤ

杵 クヌギ

砧 コナラ

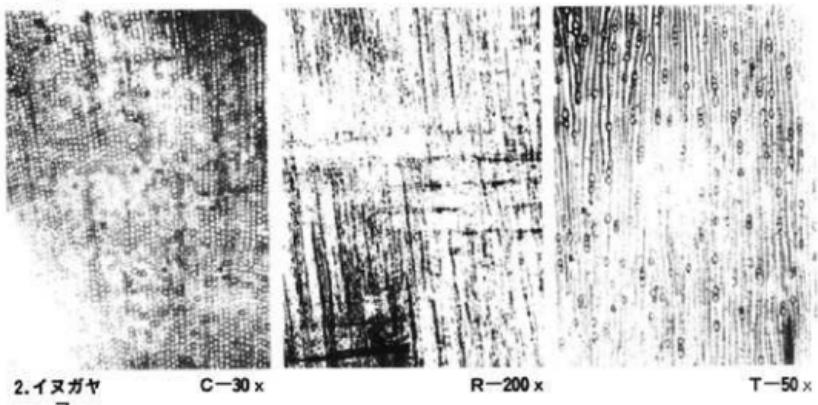


1.イチイ
弓

C-30 x

R-200 x

T-50 x



2.イヌガヤ
弓

C-30 x

R-200 x

T-50 x

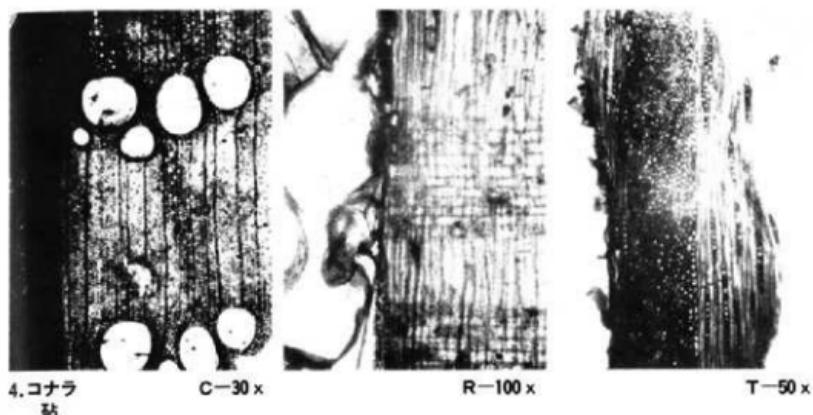


3.クスギ
袴

C-30 x

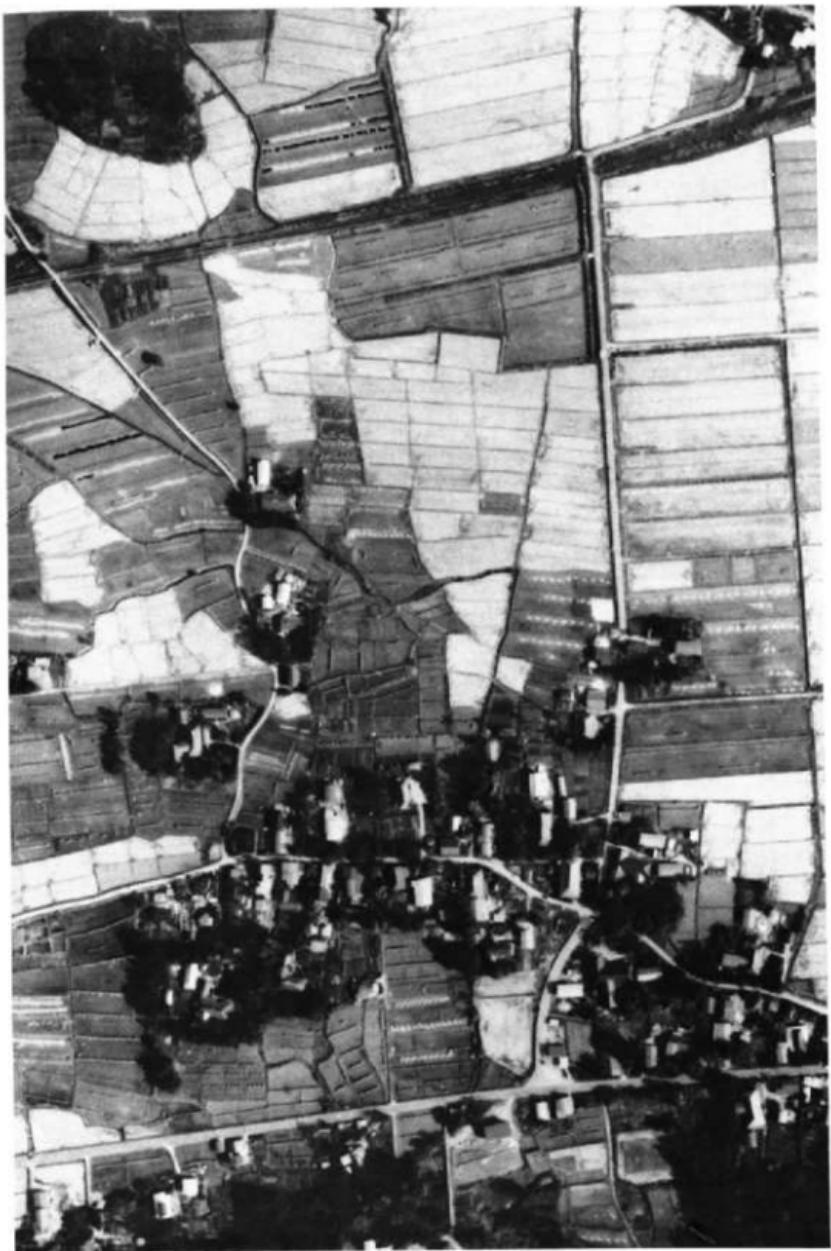
R-100 x

T-50 x

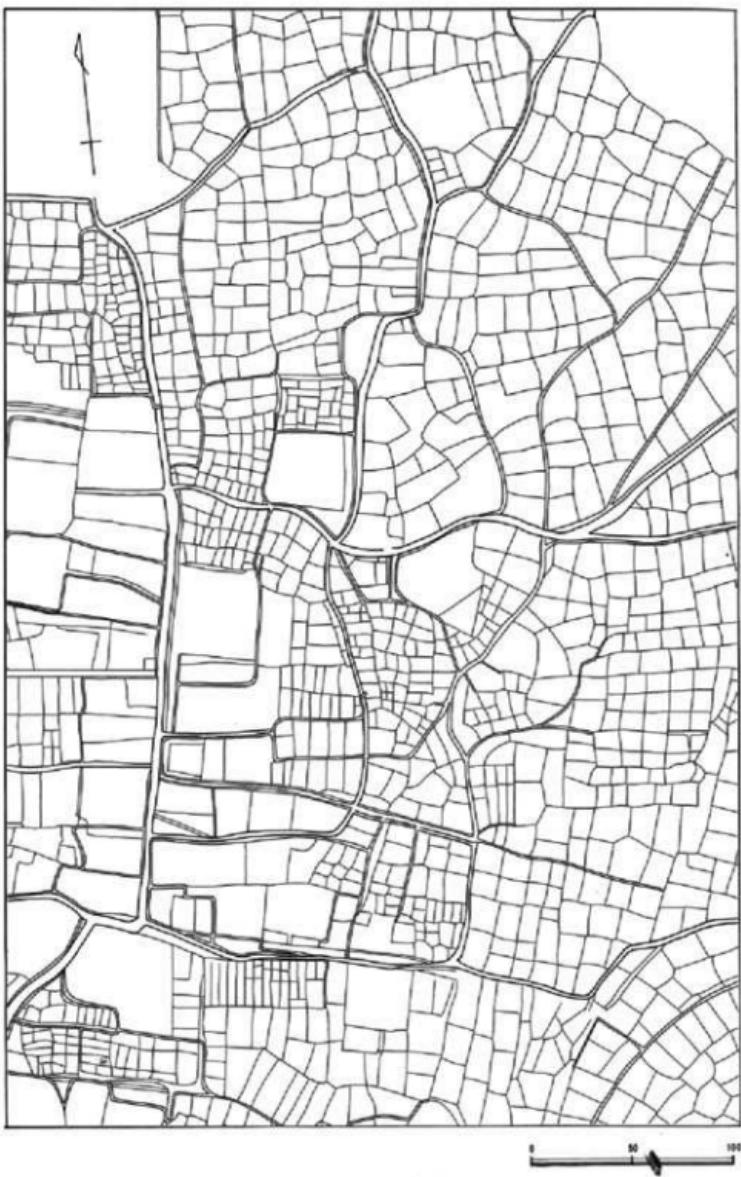


Cは木口面を、Rは柾目面を Tは板目を示す。後の数字は写真の倍率を示す。

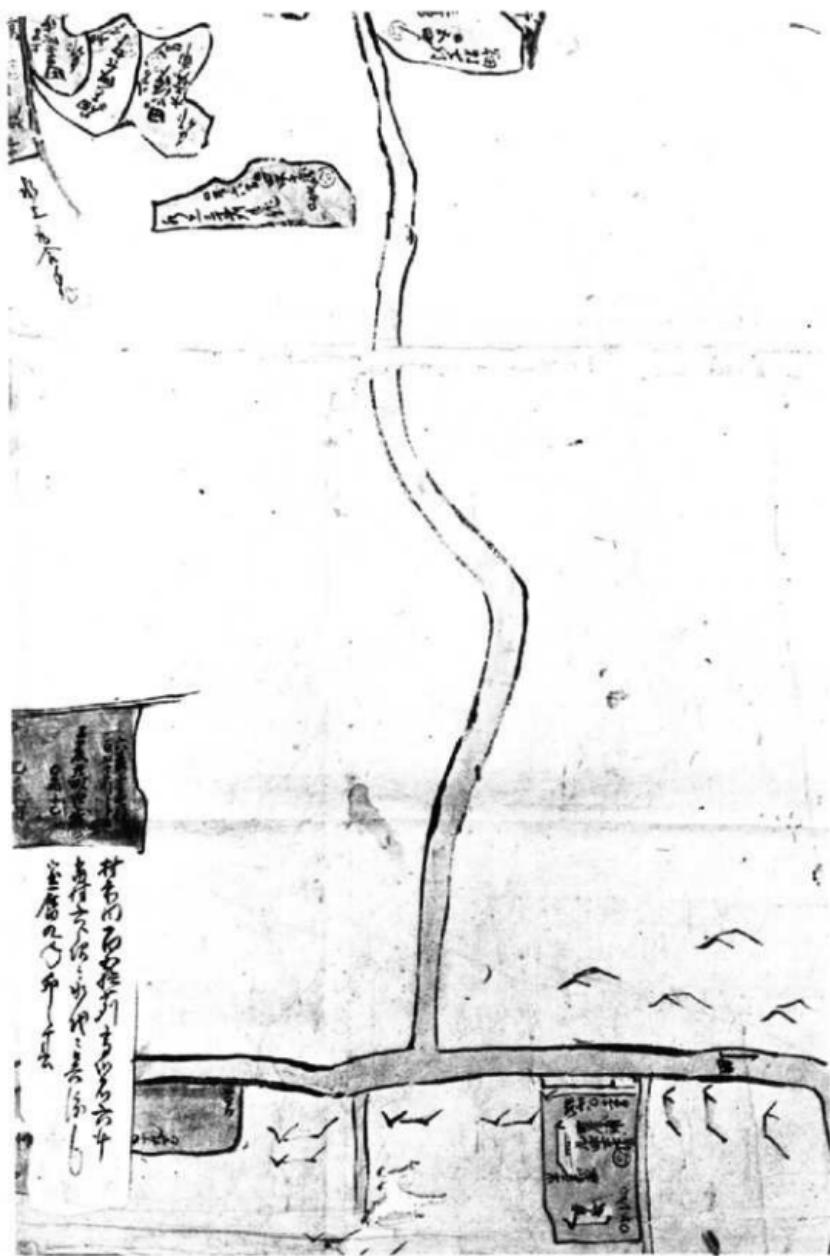
写 真 図 版



第1図版 航空写真



第2図版 明治8年字限図



第3回版 平家絵図



遺跡遠景 1



遺跡遠景 2



SB 1



SB 21



SE1 井戸



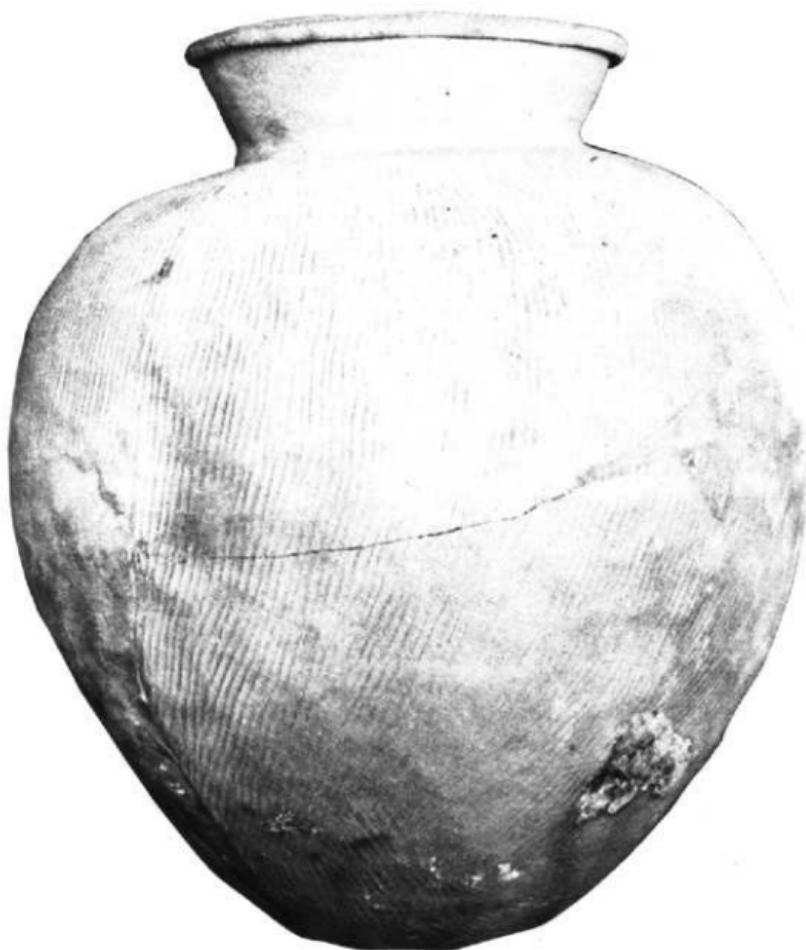
SE2 井戸



出土遺物状況 SD5

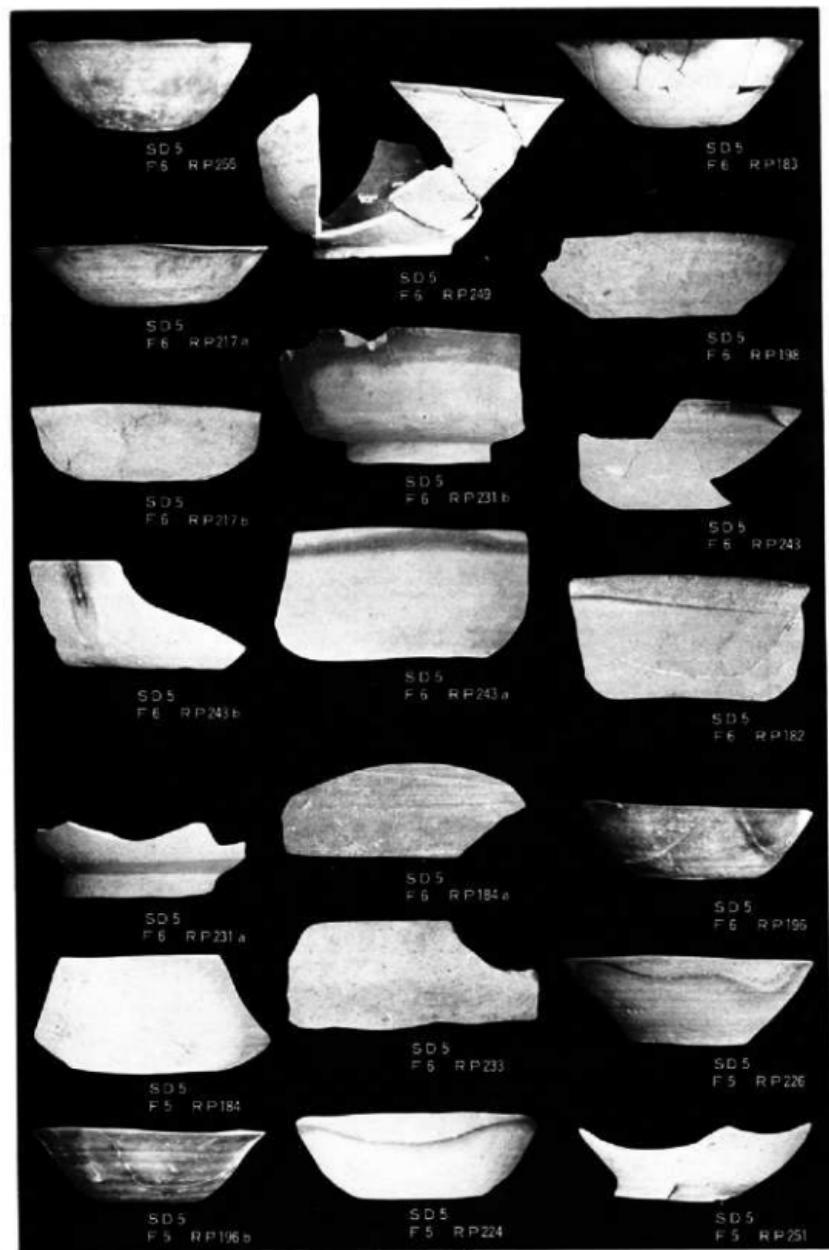


出土遺物状況 SD35

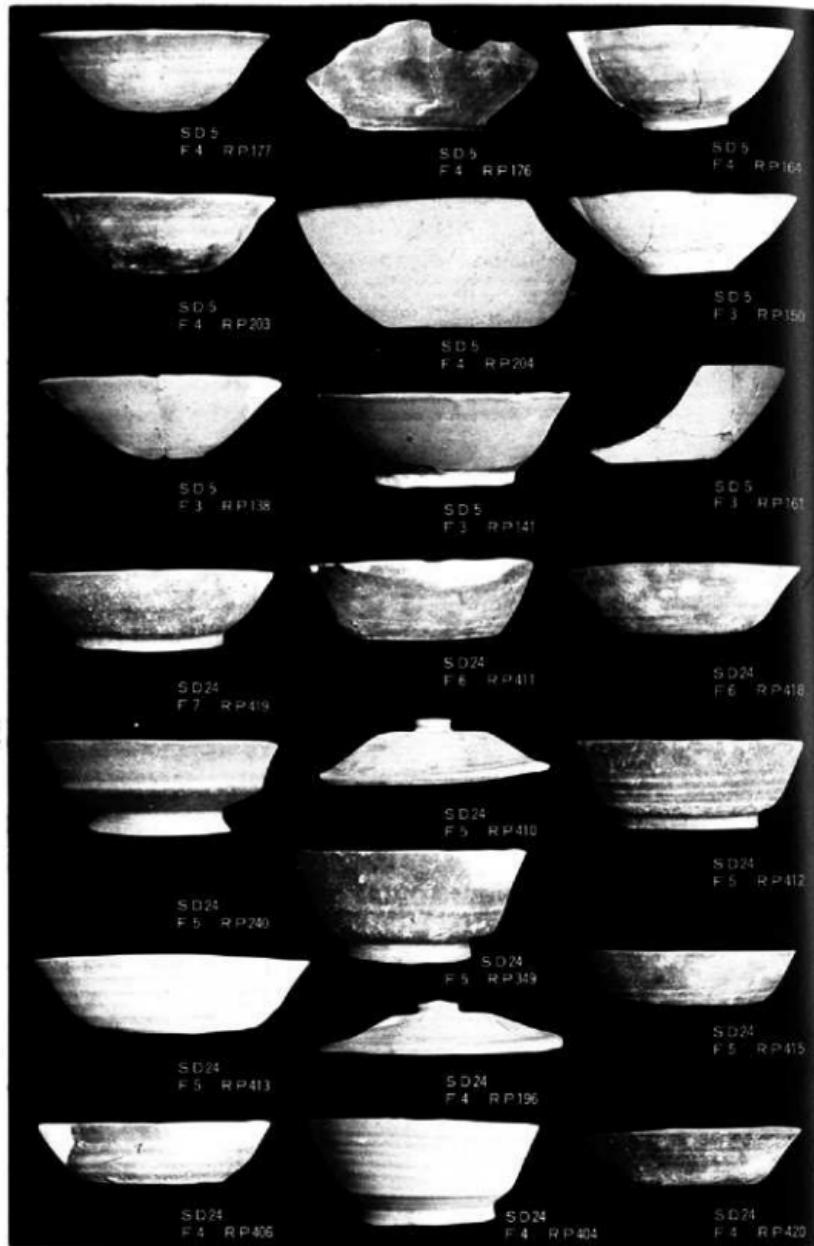


SD5
F6 RP181

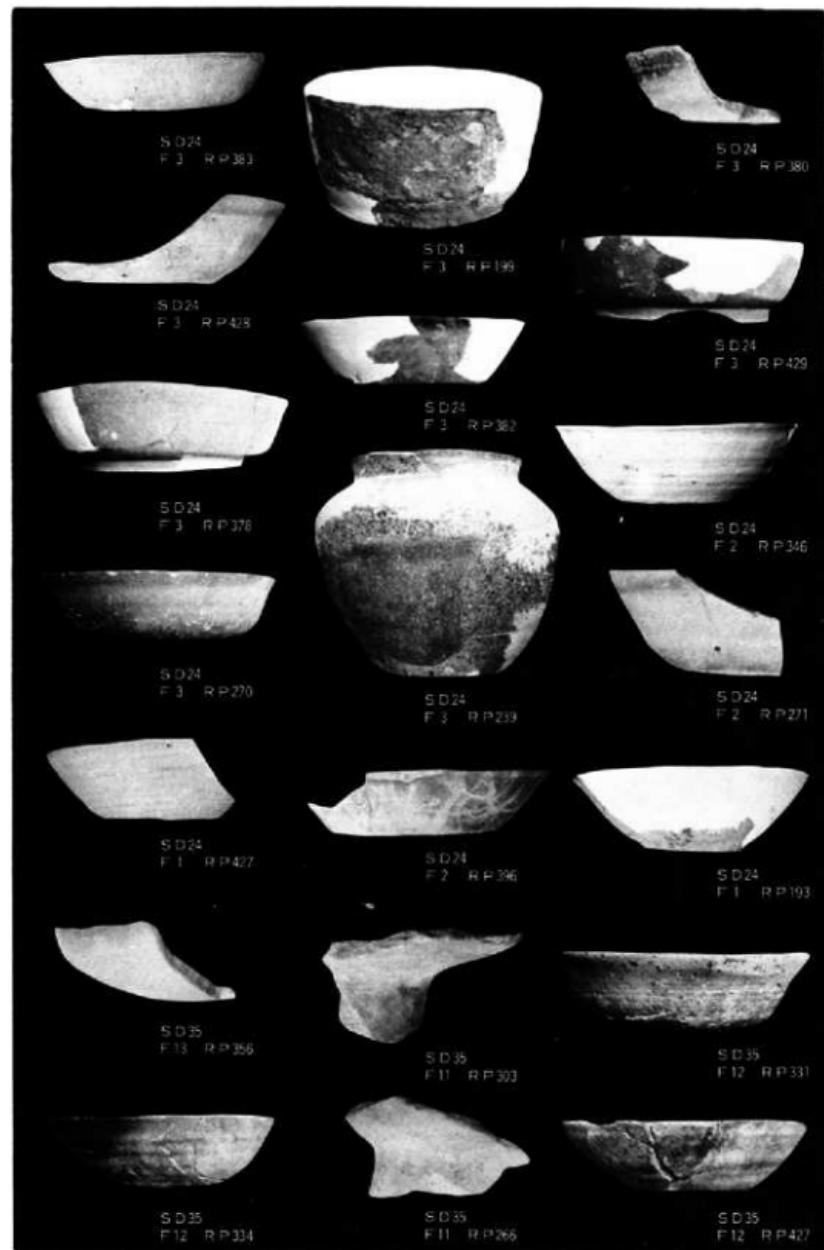
(注：口縁部及び欠損した部分は復元したものである)



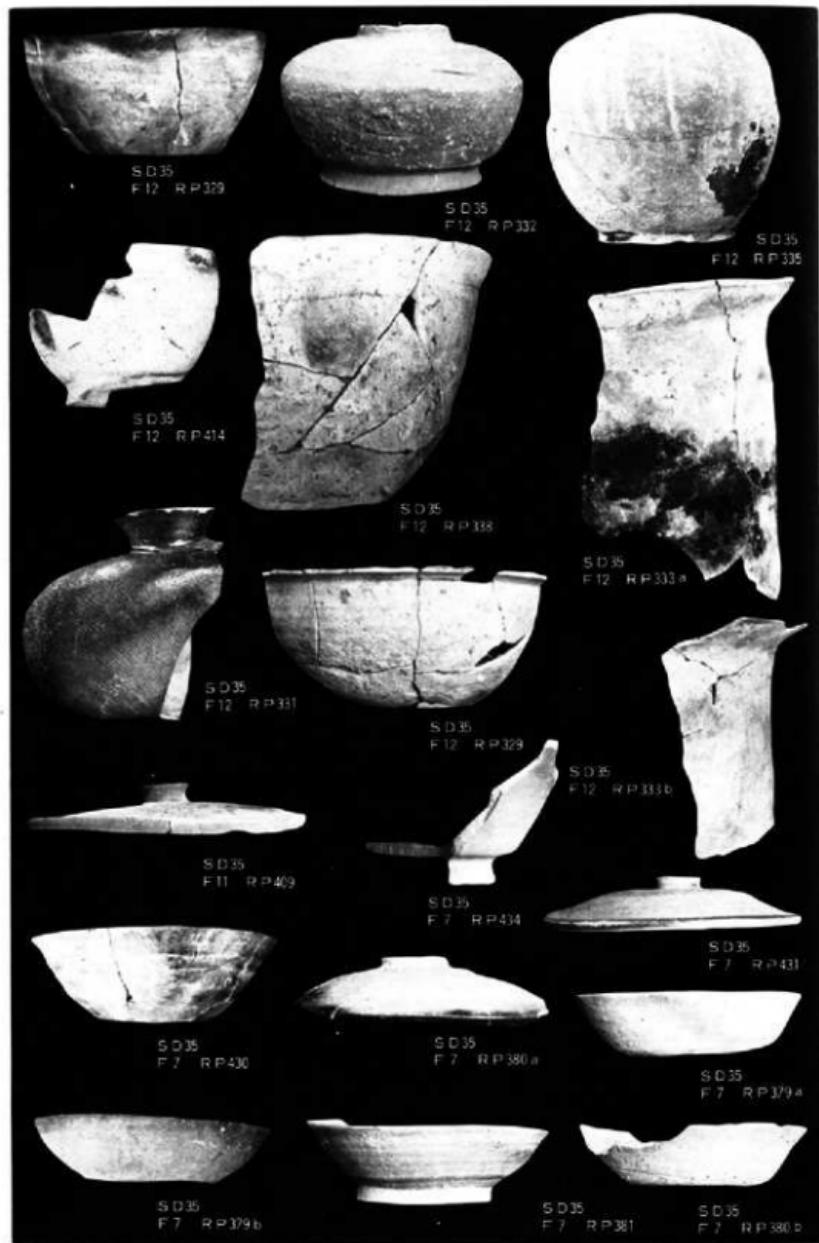
第9図版 出土土器



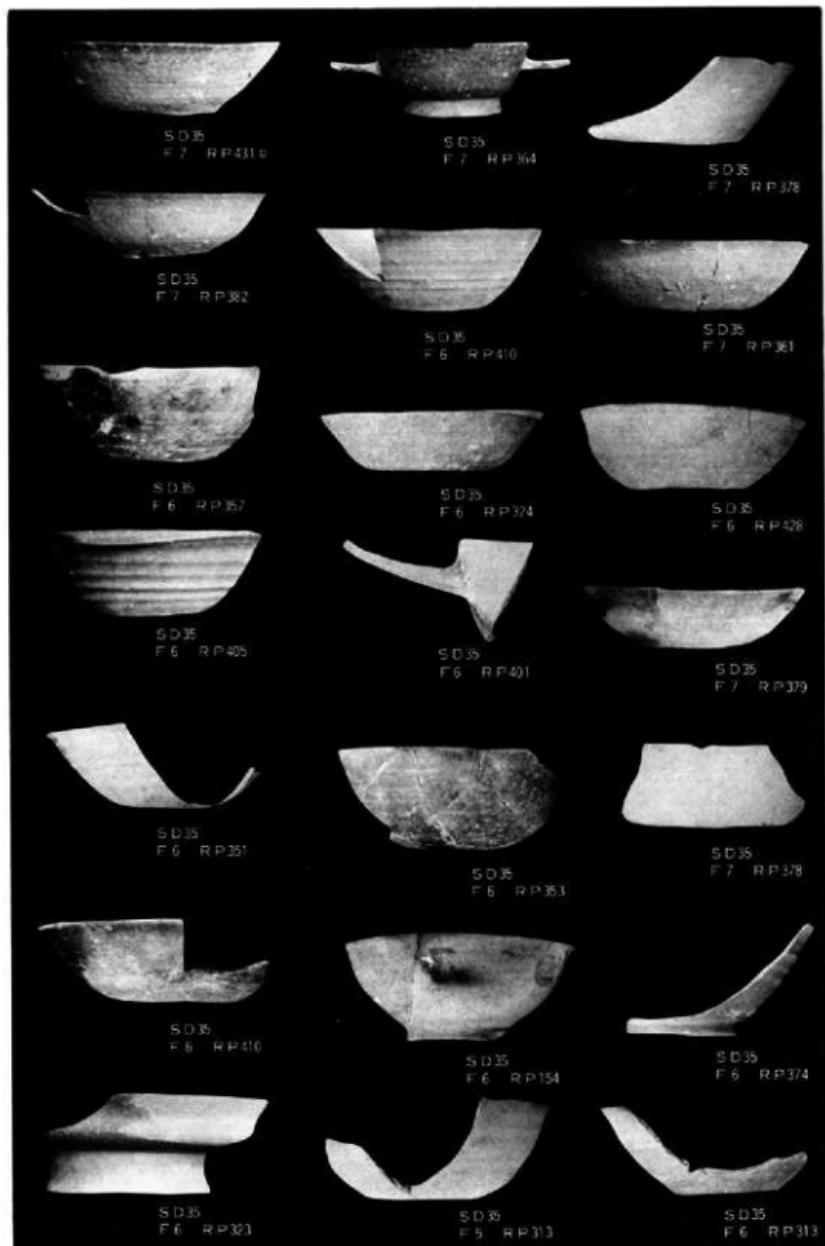
第10図版 出土土器



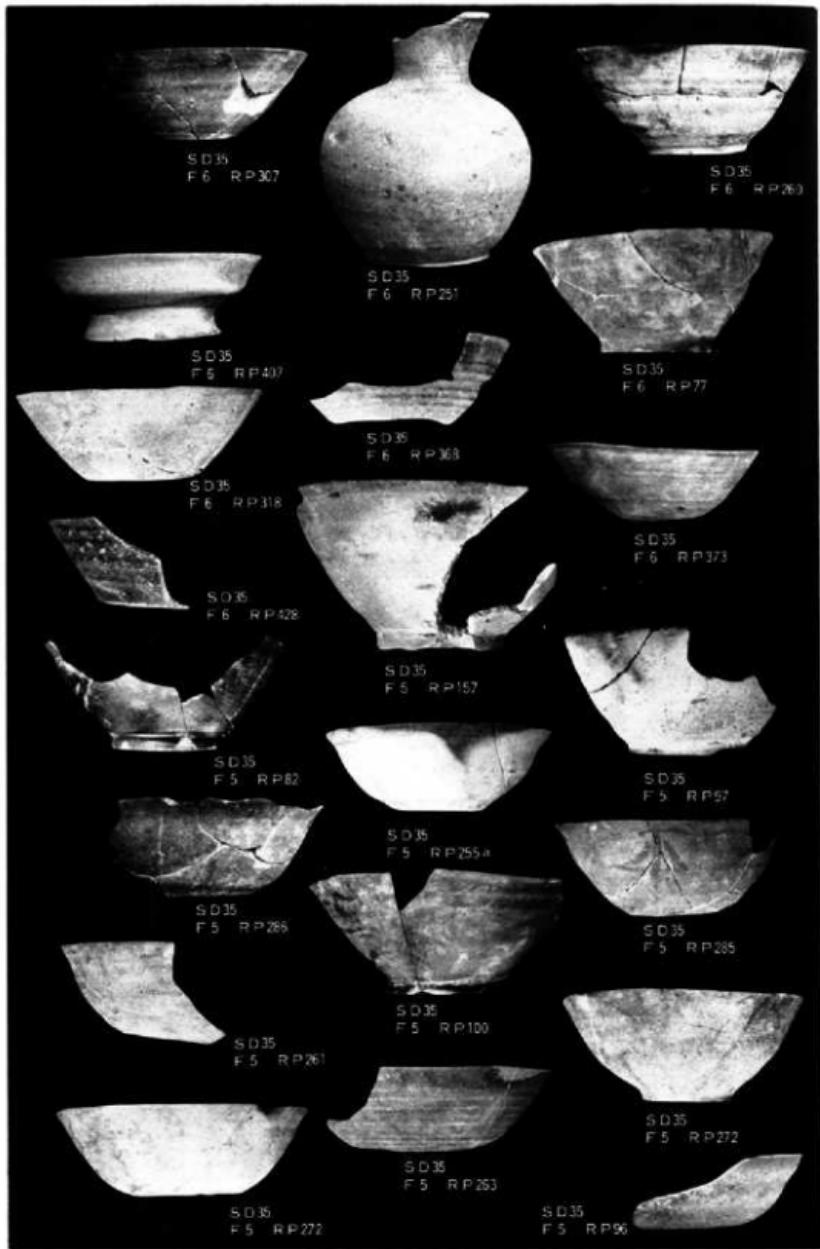
第11図版 出土土器



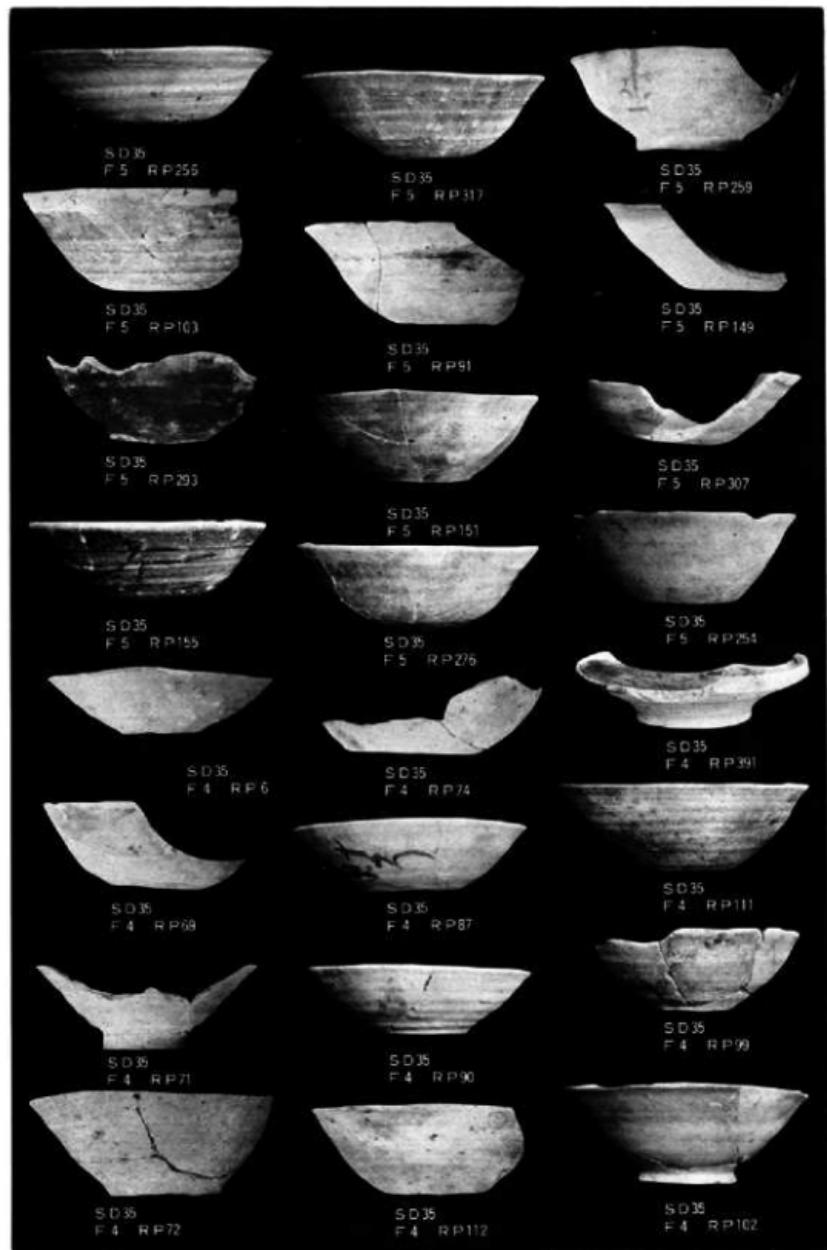
第12回版 出土土器



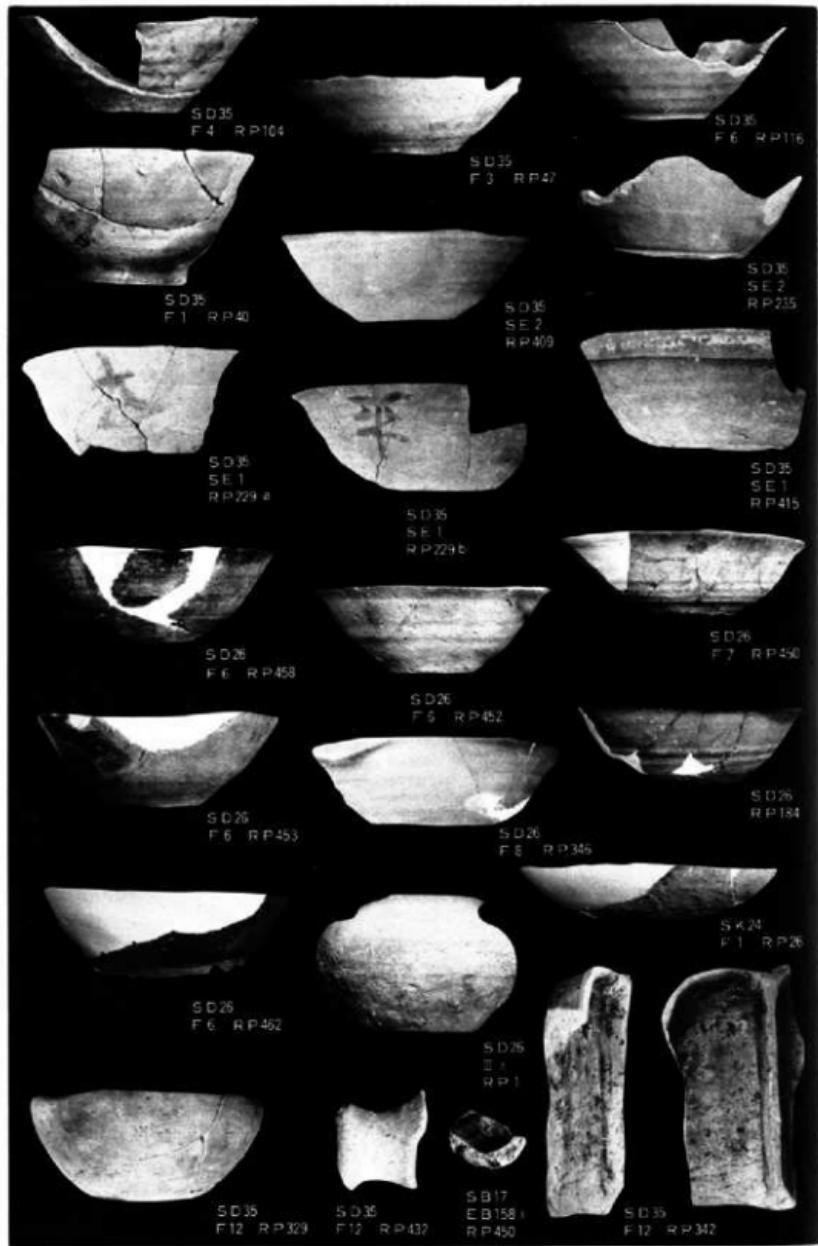
第13図版 出土土器



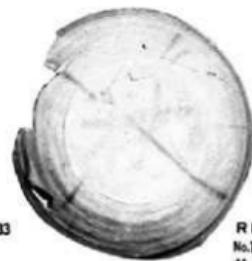
第14回版 出土土器



第15圖版 出土土器



第16回版 出土土器



第17図版 墨書き器銘



RP 164
No.47
佛



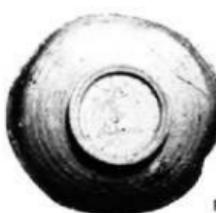
RP 165
No.48
七万



RP 170
No.49
生



RP 147
No.50
生



RP 135
No.51
建



RP 131
No.52
月



RP 51
No.54
七万



RP 181
No.66
建



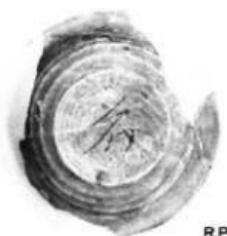
RP 201
No.83
百万·七万?



RP 255
No.96
二万



RP 254
No.100
林



R P 202
No.103
荷・花



R P 224
No.105
林



R P 204
No.109
目



R P 8
No.112
仁



R P 240
No.115
依



R P 353
No.116
龍麻?



R P 410
No.118
裴



R P 404
No.120
等

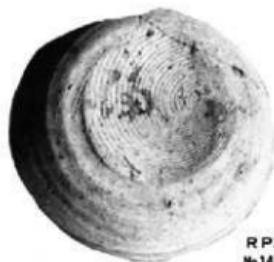


R P 450
No.134
口万

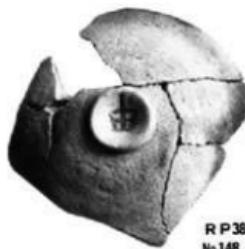


R P 332a
No.140
家

第19回版 墨書土器銘



R P 333
No.141
淨



R P 380a
No.148
由



R P 380
No.149



R P 430b
No.174
三



R P 368
No.177
目二力



R P 407
No.179
人



R P 406
No.187
南



R P 374
No.190
威



R P 393
No.218
金

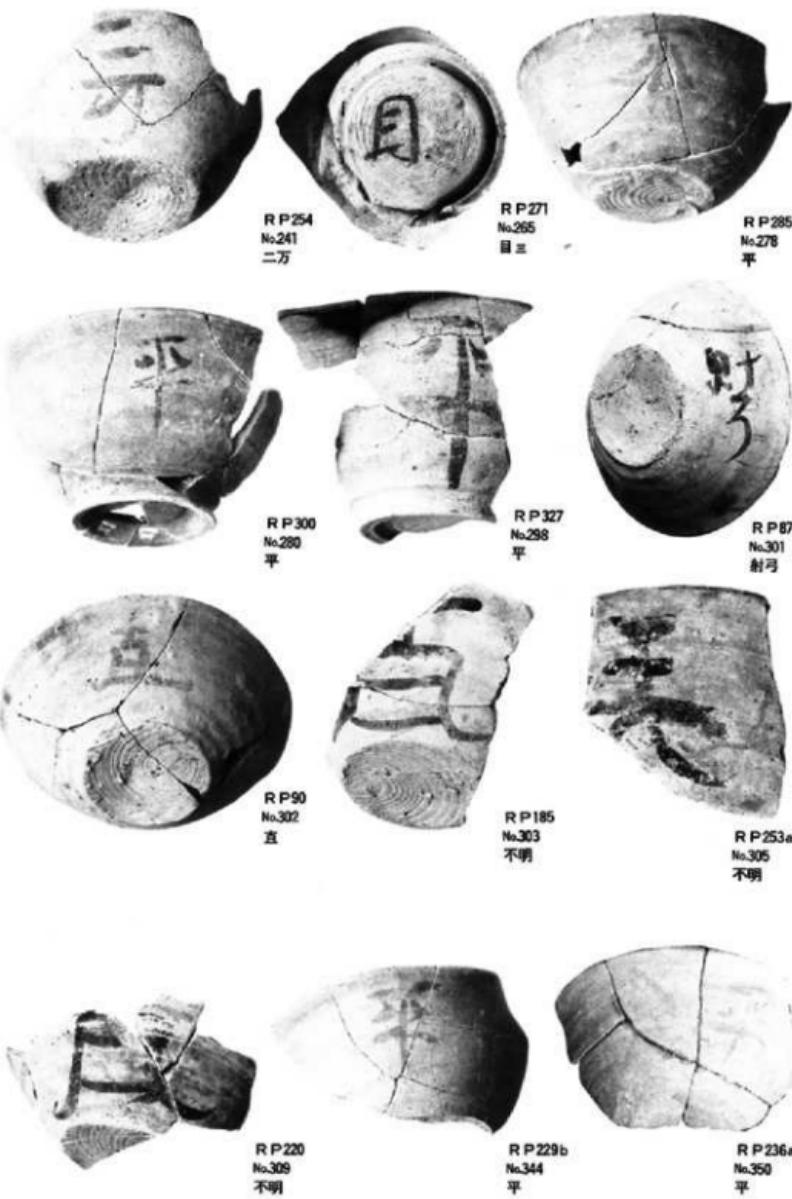


R P 155a
No.221
田



R P 155b
No.222
午

第20回版 墨書土器銘



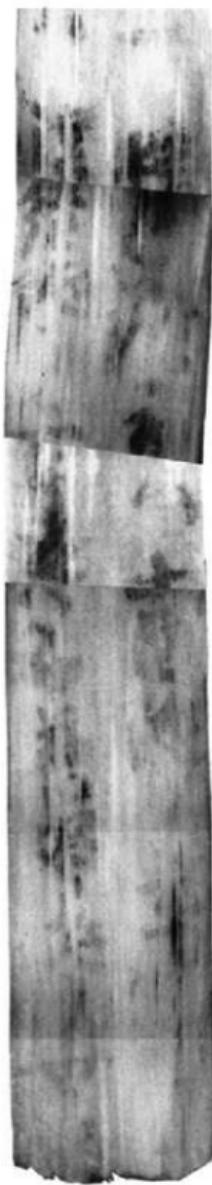
第21回版 墨書土器銘

寃平八年計收官物
大司馬
本夏金言
六月廿日計物知件



第1号木简

第22图版 出土木简



第2号木簡

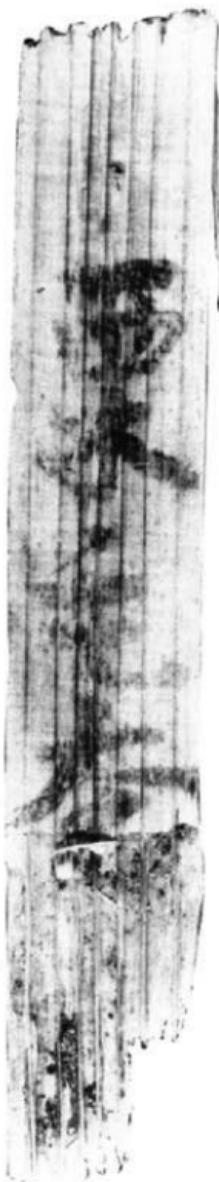
第23図版 出土木簡



第3号木簡



第24回版 出土木簡

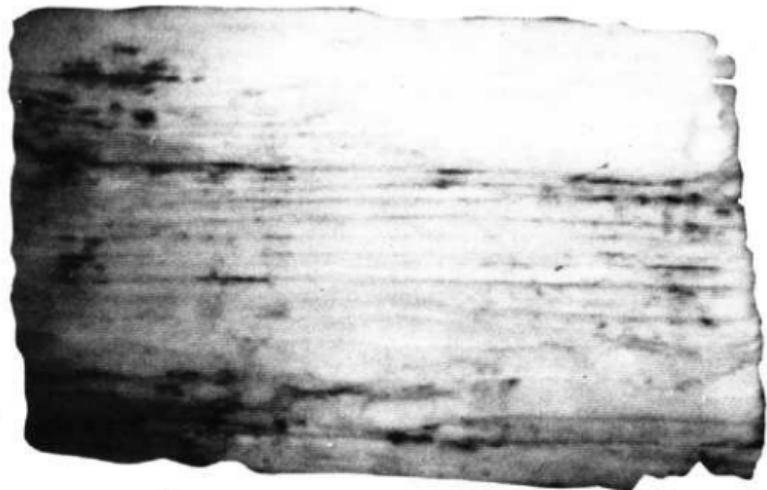


第4号木簡



第5号木简

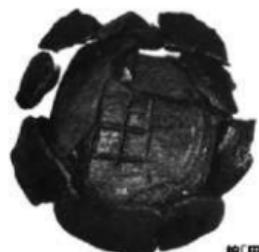
第25回版 出土木简



SD22出土(F4) 第1号檜馬



第26図版 出土木製品



第27図版 出土木製品



第28回版 出土木製品



弓 2



櫛状製品



櫛状製品



櫛状製品

弓 1



こもつづろ



櫛



横桟 1



横桟 2



横桟 3

第29図版 出土木製品



炭化米



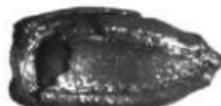
不明



炭化米



ささげ
大角豆



ひょうたん
瓢箪



小豆



梅?



桃



鳳



緑と愛と丘のあるまち

道伝遺跡発掘調査報告書

昭和59年3月25日 印刷

昭和59年3月31日 発行

発行 川西町教育委員会社会教育課

印刷 株式会社 よねざわ印刷
